

## 審 査 基 準

平成26年 3 月 20日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 8 条第 2 項（第 4 条第 2 項の規定による届出の場合に限る。）
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：質屋営業法第 4 条第 2 項（営業内容の変更の届出）、質屋営業法 施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続）、第 12 条（許可証の書換への申請）
審 査 基 準：判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全 課（係）窓口にて提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 （電話 075-451-9111 内線3032）
備 考：